

パラリンピック聖火ランナー募集

東京2020埼玉県聖火リレー実行委員会は、パラリンピック聖火ランナーを募集中です。「ぜひとも、埼玉県を走りたい」という方のご応募をお待ちしています。

募集期間 12月16日(月)～2月15日(土)
募集人数 29人
応募要件 2008年(平成20年)4月1日以前に生まれた人(2020年8月1日時点で18歳未満の人は保護者の同意が必要)、埼玉県にゆかりがある方、自分の意思で火を安全に運ぶことができる人(国籍・性別・障がいの有無は問いません。介添えスタッフのサポートは必要に応じて可能です。)
応募方法 県ホームページの応募フォームに必要事項を入力してください。
 県ホームページアドレス
<https://www.pref.saitama.lg.jp/oly-para/events/ptr-torchbearer.html>
問合せ 埼玉県聖火ランナー募集コールセンター ☎048-825-1130
 受付時間 午前9時～午後6時
 (※土日祝日、12月28日～1月5日は除く)



旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

一時金の対象となる方について

- 以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。
 - 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
 - ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

一時金の請求手続きについて

- お住いの都道府県窓口にて請求書を提出してください。(郵送による提出も可能です)
- 請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は都道府県のホームページや窓口から入手できます。
- 請求期限は、平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内です。

一時金の金額

- 一時金の金額は、320万円(一律)です。

問合せ

《埼玉県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口》
 ☎048-831-2777(専用ダイヤル)
 受付時間 午前9時～午後5時(月曜日から金曜日。土曜祝日、年末年始を除く)
 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁本庁舎4階

交通事故被害者のご家族への援助金について

埼玉県交通安全対策協議会では、埼玉県内に在住する交通遺児等を対象に援助金を給付しています。

※「交通遺児等」とは、交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により死亡または重い障害を負った保護者に養育されている平成13年4月2日以降に生まれた乳幼児並びに児童・生徒

給付対象となる同居世帯の総所得額

給付対象の子どもの人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

給付額 子ども1人につき10万円
給付時期 令和2年5月上旬(4月末までに「給付決定通知書」を送付)
申請書の配布先

東秩父村役場(その他市町村窓口)、学校等

提出期限 令和2年1月31日(金)まで

提出先 みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参

住所: さいたま市浦和区高砂2-6-18

電話: 048-822-0191

問合せ 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2958